

徳島県労働福祉会館 業務委託者の募集について

2020年1月24日

一般社団法人徳島県労働福祉会館

## 徳島県労働福祉会館 業務委託者の募集について

この度、徳島県労働福祉会館（以下、労働福祉会館という）は、施設の運營業務を効果的かつ効率的に行うため、以下により施設の運営に関する業務を行う業務委託者を募集します。

### 1. 施設の設置目的

労働福祉会館は、徳島県下の労働組合及び福祉事業法人をもって組織され、協同互助の精神に立脚して労働者の経済的、社会的地位向上のため設置したものです。

### 2. 施設の概要

- (1) 名 称 徳島県労働福祉会館
- (2) 所在地 徳島県徳島市昭和町3丁目35-1
- (3) 開所日 昭和47年11月30日
- (4) 施設規模 敷地面積 2,074.90+489.27（借地）=2564.17 m<sup>2</sup>  
建築面積 2,652.3 m<sup>2</sup>  
延床面積 5,991.84 m<sup>2</sup>
- (5) 主要施設 事務所用建物、駐車場建物、自転車置場、2F屋上、6F屋上にソトバンク、KDDI 携帯電話基地局設置

### 3. 業務受託者が行う業務の範囲

業務委託者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、「業務委託要求水準書」※を参照ください。※現地説明会にて配布します。

- (1) 労働会館の事業目的を達成するため労働会館が行う不動産賃貸、貸室に関する業務
- (2) 労働会館の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 労働会館の利用に関する業務
- (4) 労働会館の利用料金収受に関する業務
- (5) その他労働会館の管理に関し、労働会館事務局が必要と認める業務

### 4. 運営方針及び管理基準

業務の主旨については、「業務委託要求水準書」※を参照ください。

※現地説明会にて配布します。

### 5. 指定期間

2020年4月1日から2022年3月31日まで（2年間）

## 6. 応募資格

業務委託募集に応募できる者は、「業務委託要求水準書」※に記載の法令等を遵守し、かつ、委託期間中に、労働会館を安全かつ円滑に運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループという。」）であることとします。個人での申請はできません。※現地説明会にて配布します。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる（1）及び（2）（3）のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が（1）及び（2）（3）の要件を満たすとともに、すべての構成員が（3）のすべての要件を満たす必要があります。

（1） 徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること。

（2） 法人等が労働者福祉の向上に資する活動をし、またはそれを目的としていること。

（3） 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア. 市町村及び県の指名停止措置要綱等により、建設業者指名停止、物品購入等指名停止の措置の対象となっている者

イ. 暴力団〔暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。〕

ウ. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

エ. 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

オ. 会社更生法（平成14年法律第48号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

キ. 市町村税、県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

ク. 法人等あるいは参加グループの構成員であつて、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者

ケ. 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

コ. 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団

体

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

## 7. 募集要項の公表

募集要項は、次項8の現地説明会にて公表します。現地説明会において、募集要項・関係資料一式を配布します。

## 8. 現地説明会

日 時：2020年1月31日(金) 午後1時30分から午後3時まで

場 所：徳島県労働福祉会館 本館601号室

参加申込：前日までに郵送、FAXまたは電子メールにより、会館法人事務局に申し出て下さい。(様式自由)

留意事項：業務委託に申請する予定の方は、必ず現地説明会に参加してください。尚、参加人数については、制限することがあります。

## 9. スケジュール

日 付	内 容	備 考
<2020年度>		
1月24日(金)	業務委託者の募集及び	労働会館ホームページ上にて
〃	現地説明会の案内	
1月31日(金)	現地説明会	本館601号室にて、13:00より。
〃	募集要項の公表	募集要項・関係資料一式の配布。
2月5日(水)	申請書類の受付開始	
：	：	
2月11日(火)	申請書類の受付終了	持参は17:00、郵送は当日消印。
2月14日(金)	資格審査及び選定審査～	
：	：	
2月21日(金)	～資格審査及び選定審査	
2月下旬	選定結果の公表	労働会館ホームページ上にて

3 月上～中旬	業務委託者の承認	労働福祉会館理事会による
3 月中～下旬	契約締結、業務引継	
<2021 年度>		
4 月 1 日 (火)	委託業務の開始	業務受託者による管理運営

## 10. その他

《お問い合わせ・申し込み先》

一般社団法人徳島県労働福祉会館 法人事務局

〒770-0942 徳島市昭和町 3 丁目 35-1

TEL. 088-602-0532 / FAX. 088-625-5005

メール [roukan@workpia-tokushima.jp](mailto:roukan@workpia-tokushima.jp)

以上